

森町有料広告掲載の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、森町が掲載する有料広告（以下「広告」という。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告媒体)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 広報もりまち
- (2) 森町ホームページ
- (3) その他町長が広告掲載を認めるもの

(広告の掲載範囲)

第3条 掲載することができる広告は、広告媒体の品位を損なわないもの、町民に不利益を与えないもの及び中立性のあるものとし、次の各号のいずれにも該当しない場合に限り、掲載することができる。

- (1) 公共性を損なうおそれのあるもの
- (2) 法令等に違反又は抵触のおそれのあるもの
- (3) 政治的又は宗教的活動に関するもの
- (4) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの
- (7) 求人広告又はこれに類するもの
- (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) その他町長が広告掲載として適当でないと認めるもの

(広告の掲載順位)

第4条 広告の掲載の順位は、次の各号に掲げる広告の内容に応じ、当該各号の順序とする。

- (1) 公共的団体、公益法人及びそれらに類するもの
- (2) 私企業のうち公共的性格のある企業で、町内及び近隣市町に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、私企業及び自営業で町内及び近隣市町に事業所

等を有するもの

(4) その他広告として掲載することが適当であると町長が認めるもの
(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、広告媒体ごとに町長が別に定める位置とする。
(広告掲載料)

第6条 広告掲載料は、広告媒体ごとに町長が別に定める。
(広告の募集)

第7条 広告の募集は、広報もりまち、森町ホームページ等により行う。

2 前項の規定にかかわらず、町長は、必要に応じて個別に募集することができる。
(広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとする者は、指定した期日までに、森町有料広告掲載申込書(様式第1号)に掲載しようとする原稿を添えて、町長に提出しなければならない。
(広告掲載の決定)

第9条 町長は、前条の規定による森町有料広告掲載申込みがあったときは、速やかに、掲載の可否を決定し、その結果を申込者に、広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。
(広告掲載料の納付)

第10条 申込者は、広告の掲載決定後、町長が指定する期日までに、町の発行する納付書により広告掲載料を一括納入しなければならない。
(広告主の責任)

第11条 広告の内容に関する責任は、広告主(広告の掲載決定を受けた者をいう。以下同じ。)が負わなければならない。
(広告掲載の取消し)

第12条 町長は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合は、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告が編集又は発行上支障となるとき。
- (2) 町長が指定した期限までに広告掲載料を納入しなかったとき。
- (3) 町長が指定した期限までに版下原稿を提出しなかったとき。
- (4) 広告主から広告掲載の取消しの申出があったとき。
- (5) その他町長が特に広告掲載に支障があると認めたとき。

2 町長は、前項の規定により広告掲載の決定を取り消すときは、広告掲載取消通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載料の還付）

第13条 町長は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰することのできない事由により広告を掲載することができなかつたときは、既に納入された広告掲載料を還付するものとする。

2 前項の規定により還付する広告掲載料には、利息を付さない。

（広告媒体を管理する課が定める取扱基準）

第14条 広告媒体を所管する課の課長は、第5条及び第6条に規定する広告の掲載位置その他必要な事項について、別に基準を定めなければならない。

2 広告媒体を所管する課の課長は、前項の基準により、広告掲載に係る事務を処理しなければならない。

（広告を掲出した封筒等の受入れ）

第15条 町長は、広告を掲出した封筒等の寄付の申し入れがあつた場合において、当該封筒等に掲出される広告が第3条各号に掲げる要件を満たすときは、当該寄付者と確認書を取り交わし、寄付を受けることができる。

2 町長は、前項の規定により寄付を受けた広告を掲出した封筒等に係る次に掲げる事項について、速やかに、寄付者において対応させるものとする。

(1) 広告の内容に関する苦情等の解決

(2) 広告主に問題が生じた際の当該封筒等の回収及び代替の封筒等の提供

3 町長は、第1項の確認書について、1年ごとにその内容に関して確認を行うものとする。

（雑則）

第16条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成19年3月15日から施行する。

広報もりまち広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、森町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成19年森町告示第6号）第14条の規定に基づき、広報もりまちへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、町が指定するページの最下段とする。

(掲載規格)

第3条 掲載規格は、1枠につき縦50ミリメートル、横89ミリメートル（2枠の場合は、縦50ミリメートル、横178ミリメートル）とする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、3月間までとする。ただし、町長が必要と認めた場合はこの限りでない。

(掲載募集枠等)

第5条 募集する広告の枠は毎月4枠とし、掲載については1年度1回とする。ただし、広告掲載希望者が募集する広告の枠（以下「募集枠」という。）に満たないときは、複数の募集枠及び複数回の利用を認めることができる。

(掲載料)

第6条 掲載料は、1枠につき月額5,000円とする。ただし、最終ページ(裏表紙)に掲載する場合は、1枠につき月額10,000円とする。

(広告内容)

第7条 広告のデザイン、内容等は、広報もりまちのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(雑則)

第8条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成19年3月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年5月15日から施行する

森町ホームページ広告掲載に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、森町有料広告掲載の取扱いに関する要綱（平成19年森町告示第6号）第14条の規定に基づき、森町ホームページへの広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、森町ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載する広告はバナー広告とし、掲載規格は1枠につき縦60ピクセル、横150ピクセル及び4キロバイト以内並びにG I F 8 9 A形式とする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、1月間単位とし、最長6月間までとする。ただし、町長が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 広告掲載期間内に、町の都合により森町ホームページを閉鎖した時間が生じた場合は、その閉鎖時間に応じ、次表のとおり掲載期間を延長する。

閉鎖した時間	延長する日数
3時間以上24時間以内	1日
24時間以上	閉鎖日数に1を加えた日数

(掲載募集枠等)

第5条 募集は最大8枠までとする。

(掲載料)

第6条 掲載料は、1枠につき月額5,000円とする。

(広告内容)

第7条 広告のデザイン、内容等は、森町ホームページのイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第8条 広告主は、自己の都合により、森町ホームページの広告を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、書面により町長に

申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告主が広告掲載を取り下げた場合は、町長は、納入済みの広告掲載料を返還しない。

(雑則)

第9条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成19年3月15日から施行する。